

# 海外募集型企画旅行条件書 (クルーズ旅行業用)

お申し込みの際は、必ずこの旅行条件をお読みください。  
この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

## 1. 募集型企画旅行契約

- (1)当社は、(株)西日本新聞旅行(以下「当社」といいます。)が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
- (2)旅行契約の申込条件は、募集広告、パンフレット、本旅行条件書、本旅行出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によりなされます。但し、海外発着のものは、当社特定海外旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社特定約款」といいます。)によりなされます。また、日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます。)であって、パンフレット上にご自身の旨を記載した旅行については当社のクルーズ船を利用する旅行業約款(以下「当社クルーズ旅行約款」といいます。)の募集型企画旅行の部によりなされます。特定約款とクルーズ旅行約款は第15条(お客様と船主との取扱い)以外は、当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部と同一内容となります。
- (3)当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って「運送・宿泊機関等」の提供を受ける運送・宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅程を管理することを引き受けます。

## 2. 旅行の申込み

- (1)当社旅行業法で規定された「受託営業所」(以下①②を併せて「当社」といいます。)に当社所定の旅行申込み書(以下「旅行申込み書」といいます。)に所定の事項を記入の上、下記の申込金を添えてお申し込みいただきます。申込金は「旅行申込み書」取消料、「運送料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。また第9項に定める旅行契約成立前にお客様がお申し込みを撤回されたときは、お預かりしている申込金を全額払戻します。

申込金(おひとり)
旅行代金の20%

- (2)但し、特定期間・特定コースにつきましては、別途パンフレットに定めるところによります。またローコスト利用の場合は異なります。
- (3)※上表内の「旅行代金」とは第9項の「基準旅行代金」をいいます。
- (4)当社は、電話・郵便・ファクシムリ・インターネットその他の通信手段による旅行契約の予約のお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立していませんが当社が予約の承諾の旨を通知した日(翌日より起算して3日以内)に、当社から申込みの提出と申込金の支払いの行っていたときは、この期間内に申込金の支払いがなされないときは、当社はお申し込みはなかったものとして取扱います。
- (5)「旅行申込み書」にお客様のローマ字氏名をご記入される際には、ご旅行に使用するパスポートに記載されている通りにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発行や関係する機関への氏名訂正が必要となります。この場合、当社からは、お客様と交換の場合に準じ、第27項のご必要の交換手数料をいただきます。尚、運送・宿泊機関の事情により、氏名の訂正が認められず、旅行契約を解除したく場合もあります。この場合には第16項に当社所定の取消料をいただきます。

## 3. ウェイティングの取扱い

- (1)お申し込みの段階で、満席、満室のご理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待たせいただける期間を確認した上で、お客様が「ウェイティングのお客様」として登録し、お客様の申し込みを受けられるよう努力をすることがあります。これを「ウェイティング登録」といいます。この場合でも当社は申込金相当額を申し受けます。この時点で旅行契約は成立していません。なお、「当社からお申し込みを承諾する旨を通知する前にお客様がウェイティング登録の解除のお申し込みがあった場合」又は「お待ちいただいていた期間で結果としてお申し込みを承諾できなかった場合」は、当社では当該申込金相当額を払戻いたします。
- (2)本項(1)の場合における、ウェイティング登録にかかるコースの予約成立は、当社からお客様のお申し込みを承諾する旨の通知を行い、当該通知がお客様に到達したときと成立するものとします。
- (3)お預かりした「申込金相当額」は予約成立となった時点で「申込金」として取扱います。

## 4. 申込条件

- (1)18歳未満の方は親権者の同意書が必要です。また、旅行開始時点で15歳未満の方は親権者との旅行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を指定した旅行については、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の定める条件に合致しない場合は、お申し込みをお断りすることがあります。
- (3)健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬・聴導犬・介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申し込みの際に、参加にあたり特別配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合でも直ちにお申し出ください。)、あらかじめ当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。
- (4)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能な合理的な範囲内でこれに応じます。ご申し出の際に、お客様の状況及び必要とされる措置についてご伺いし、又は書面でお申し出をいただくとさせていただきます。
- (5)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために参加者又は同業者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は旅行契約を解除させていただきます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担となります。
- (6)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は治療を必要とする状態になった当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置を講じていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。
- (7)お客様のご都合による別行動は原則としてできません。但し、コースにより別途お客様でお断りすることがあります。
- (8)お客様のご都合による旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要となります。
- (9)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、または団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (10)お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会的勢力であると認められる場合はご参加をお断りすることがあります。
- (11)お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いた行為又はこれらに準ずる行為を行なった場合は、ご参加をお断りすることがあります。
- (12)その他当社上の業務上の都合があるときは、お申し込みをお断りすることがあります。

## 5. 旅行契約の成立時期と契約の締結

- (1)旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第2項の申込金を受領した時に成立するものとします。
- (2)当社は本項(1)の定める契約の成立後速やかに、お客様に旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面(以下「契約書面」といいます。)をお渡します。契約書面は「パンフレット」、本旅行条件書により構成されます。
- (3)当社が旅行契約により手配し、旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲

- は最終旅行日程表に記載するところになります。
- (4)当パンフレットの旅行代金未定のコースについては旅行代金確定後、正式に契約の締結をさせていただきます。
- (5)当社は、同行日程を同時に旅行する複数の旅行者がその責任ある代表者(以下、「契約責任者」といいます。)を定めお申し込み募集型企画旅行契約の締結については、以下の規定を適用します。
  - ①当社は、(特約を結んだ場合を除き、契約責任者はその団体・グループを構成する旅行者(以下、「構成員」といいます。))の募集型企画旅行契約の締結に関する一切の代理権を有するものとみなし、当該団体・グループに係る旅行業務に関する取引は、当該契約責任者との間で行われます。
  - ②当社は、契約責任者が構成員に対して現に負い、または将来負うことが予測される債務または義務については、何らの責任を負うものではありません。
  - ③当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成員を契約責任者とみなします。

## 6. 運送契約より、旅行契約の締結をされるお客様への旅行条件

- (1)当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。))のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への会員の署名をなして旅行代金のお支払いを受けるときを条件に「電話、郵便、ファクシムリ、インターネット、その他の通信手段」による旅行のお申し込みを受けられる場合があります。
- (2)通信契約も当社「旅行業約款募集型企画旅行契約の部」に準拠します。
- (3)本項(2)の支払いは「カード利用」ではなく、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払いは払戻債務を履行すべき日となります。
- (4)通信契約のお申し込みの際に、会員は、お申し込みをよした上で「企画旅行の名称」「出発日」「会員番号」「カード有効期間」等を当社からお申し出いただきます。
- (5)通信契約による旅行契約は、当社からお申し込みを承諾する通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。また、郵便、ファクシムリその他の通信手段によるお申し込みの場合は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発生し、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (6)通信契約を締結しようとする場合に、会員の所有するクレジットカードが無効である等により、旅行代金等に係わる債務の一部又は全部を提携会社のカード会社規約に従って決済できないときは、旅行の契約締結の拒否をさせていただきます。お客様がご承知ください。
- (7)当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名をなして契約書面に記載する金額の旅行代金の支払いを受けます。この場合、カード利用日は旅行契約成立日となります。
- (8)携帯情報端末ならびにインターネット等のIT関連情報通信技術を利用して旅行申込みをお受けする場合は旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項を提供したときは、会員の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記録されたことを確認します。
- (9)会員の通信機器に前項にかかわらず記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当該使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項を記録し、会員が記載事項を閲覧したことを確認します。

## 7. 確定書面(最終旅行日程表)

- (1)第2項(2)の契約書面を構成する書面として、当社は確定した旅行日程、航空会社の便名及び宿泊ホテル名が記載された確定書面(最終旅行日程表)を運送料及び旅行代金と合わせてお渡しいたします。(原則として旅行開始日の10日前～7日前にはお渡しいたしますが年末年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースの一部では旅行開始の前日にお渡しすることがあります。この場合でも旅行開始の前日までにしてお渡しいたします。)、旅行開始日の前日または出発当日までお渡しいたします。なお、お渡し方法は、郵送を含みます。又、お渡し期日前でもお問い合わせいただければ当社では手配状況について説明いたします。

## 8. 旅行代金のお支払い期日

- (1)旅行代金は旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって60日目に当たる日(以下「22日目」)に当たる日(以下「基準日」といいます。))までにお支払いいただきます。
- (2)基準日以降にお申し込みされた場合は、申込時点または旅行開始日前の指定期日までに支払いいただきます。

## 9. 基準旅行代金

- (1)「基準旅行代金」とは、募集広告又はパンフレットに「旅行代金」として表示した金額に「追加代金」として表示した金額を加算し、「割引代金」として表示した金額を減額した金額をいいます。この基準旅行代金は、第2項「お申し込み」、第16項「(1)の取消料」、第17項「(2)の運送料」、および第25項「変更補償金」の額の算出の基礎となります。

## 10. 追加代金と割引代金

- (1)第9項(1)の「追加代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めてお支払いをさせていただきます。)
  - ①お一人部屋等を使用される場合の追加代金
  - ②「パンフレット」等当社が「グレードアッププラン」等と称するホテル又は部屋タイプのグレードアップのための追加代金
  - ③「食事なしプラン」等を基本とする場合で「食事つきプラン」等を選択した場合の差額代金
  - ④「パンフレット」等当社が「延泊プラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金
  - ⑤「パンフレット」等当社が「C・Fクラス追加代金」と称する航空機座席のクラス変更に関する運賃差額
  - ⑥その他「パンフレット」等で「○○○○追加代金」と称するもの(アーリーチェック追加代金や航空会社指定ご希望をお受けする旨「パンフレット」等に記載した場合の追加代金)
- (2)第9項(1)の「割引代金」は、以下の代金をいいます。(あらかじめ、割引引き後の旅行代金を設定した場合は除きます。)
  - ①「パンフレット」等当社が「ダブル利用割引」等と称し、1つの部屋に3人以上が宿泊することを条件に設定した1人あたりの割引代金
  - ②その他「パンフレット」等で「△△△割引代金」と称するもの

## 11. ごも代金と幼児代金

- (1)ごも代金は、旅行開始日当日に基準に満2歳以上12歳未満のお子様をお申し込み適用となります。幼児代金は、旅行開始日当日を基準に、満2歳未満の航空機座席を使用しないに適用されます。但し、利用航空会社により、旅行終了日当日が基準になる場合があります。その場合は「パンフレット」にご自身の旨表示します。

## 12. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃・料金、尚、運賃・料金はコースにより等級が異なります。別途明示する場合を除きコミニークラスとなります。
- (2)旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港・駅・埠頭と宿泊場所の間/旅行日程「お客様負担」と表記されている場合を除きます。)
- (3)旅行日程に明示した観光料(入館料等の料金・ガイド料金・入場料金等。)
- (4)旅行日程に明示した食料品及び飲料・サービス料金(旅行日程「お客様負担」と表記されている場合を除きます。2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします。)
- (5)旅行日程に明示した食事料金(機内食は除きます。)、及び税・サービス料。
- (6)お1人様につきスーツケース等1個の受託手荷物運搬料金(航空機で運搬の

- 場合お1人様20kg以内が原則ですが、クラス・必要により異なります。また利用航空会社により別途受託手荷物運搬料金が必要となる場合があります。詳しくは係員におたずねください。)
- (7)現地での手荷物の運搬料金(一部含まれないコースがあります。)、但し、一部は空港・駅・港・ホテルではポーターがいらない等の理由により、お客様ご自身に運搬していただく場合があります。
- (8)添乗員付きコースの添乗員の同行費用
- (9)運送機関が課す付加運賃・料金(例:燃油サーチャージ)(但し、旅行代金に含まれない旨、別途表示している場合を除きます。)

## 13. 旅行代金に含まれないもの

- (1)超過手荷物料金(規定の重量・容積・個数の超過分)
- (2)クリーニング・電話料金・ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食等個人的性質の諸経費及びそれに伴う「サービス」料
- (3)渡航手続関係諸経費(旅券印紙・紙証料金・査証料・予防接種料金及び渡航手続代行に要する旅行業取扱い料金等。)
- (4)日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費や宿泊費等
- (5)国際観光旅客税及び日本国内の空港を利用する場合の空港施設使用料等
- (6)日本国内の航空税・出国税及びこれに類する諸税
- (7)希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の料金
- (8)お客様が個人的な案内、買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用。お客様の怪我、疾病等の発生に伴う医療費及び諸費用。お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用

## 14. 旅行契約内容の変更

- (1)旅行契約の締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にかかわらず、当該事由が関係する旅行サービスの内容と変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 15. 旅行代金の額の変更

- (1)旅行契約成立後であっても、次の場合は旅行代金を変更いたします。
  - ①利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超過する増額又は減額の場合、当社はその増額又は減額される金額の範囲内で旅行代金の額を増額又は減額します。但し旅行代金を増額変更するときは旅行開始の前日より起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。
  - ②当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされるときは、本項(1)の定めるところにより、その減少額だけ旅行代金を減額します。
- (2)第14項(2)に基づき旅行内容の変更により、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更その他のその提供を受けた旅行サービスに対して、取消料、運送料、予約料等の他の既に支払い、又は、これから支払わなければならない費用を含みます。)、の減少又は増加が生じる場合には、当該契約内容の変更の際にその範囲内において旅行代金の額を変更する場合があります。(費用の増加が運送、宿泊機関等)当該旅行サービスを提供しているにもかかわらず、運送、宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによる場合を除きます。)
- (3)当社は運送・宿泊機関等の利用により旅行代金が増える旨を「パンフレット」等に記載した書面において、旅行契約の成立後に、当社の責に帰すべき事由により当該利用人員が変更になったときは、「パンフレット」等に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。たとえば、複数のお申し込みいただいたお客様が一方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、お一人部屋を利用するお客様からお一人部屋追加代金を申し受けます。

## 16. お客様の解除権

- (1)お客様は、いつでも以下に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することが出来ます。なお、「旅行契約の解除期日」は、お客様がお申し込みの営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。
  - ①本邦出国時又は帰国時に航空機を利用するコース(貨物航空機を利用するコースを除きます。)

旅行契約の解除期日	取消料(おひとり)
旅行開始日前日から起算してさかのぼって、40日以前	ピーク時に旅行を開始する場合: 旅行代金の10%(5万円を上限) ピーク時以外に旅行を開始する場合: 無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、30日以前	旅行代金50万円以上: 10万円 " 30万円以上50万円未満: 5万円 " 15万円以上30万円未満: 3万円 " 10万円以上15万円未満: 2万円 " 10万円未満: 旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、14日以前	旅行代金の20%
旅行開始日の前日	旅行代金の50%
無連絡不参加及び旅行開始後	旅行代金の100%

- \*注1:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。
- \*注2:上記表内の「旅行代金」とは第9項の「基準旅行代金」をいいます。
- \*注3:旅行契約成立後に「キャンセル」又は「出発日」を変更される場合も上記取消料の対象となります。
- \*注4:当社の責任にならないロー、渡航手続き等の事由による取消の場合も上記取消料をいただきます。
- ②「貨物航空機を利用するコース」:  
「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
- ③「日本発着時に船舶を利用する旅行」:  
「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
- ④「日程表中に3泊以上のクルーズを含む旅行」であって、「パンフレット」上にクルーズ旅行約款を適用する旨記載があるものは、「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
- ⑤「本邦出国時又は帰国時に、航空会社からウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券」と同一の取引条件による航空券を利用する募集型企画旅行契約であって、契約書面において、当該航空券が利用されること、航空会社の名称並びに航空券取消条件及び航空券取消料等の金額を明示したコース(バックトゥーバック等)を利用するコース)をいいます。
- ⑥「パンフレット」等に明示する当社約款に基づく取消料によります。
- (2)本項(1)にかかわらず、現地発着プラン等、特定のコースにつきましては、当社約款の特定海外旅行に係る取消料となります。
- (3)お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅

行契約を解除することができます。

①第14項に基づき契約内容が変更されたとき、ただし、その変更が第25項の表左欄に掲げるもの、その他の重要なものであると認められたとき。

②第15項(1)の規定に基づき旅行代金が増額されたとき。

③天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる可能性が極めて大きいとき。

④当社がお客様に対し、第7項に定める期日までに、最終旅行日程表をお渡ししなかったとき。

⑤当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。

(4)当社らは、本項(1)。(2)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた残額を払戻します(取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます)。また本項(3)により旅行契約が解除されたときは、既にお支払いいただいている旅行代金(又は申込金)の全額を払戻します。

(5)開始後において、お客様の都合により途中旅行契約を解除又は一時離脱された場合は、お客様の権利放棄をみなし、一切の払戻しをいたしません。

(6)お客様の責に帰さない事由により最終旅行日程表に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は本項(1)の取消料を申請することなく当該不能になった旅行サービス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は当該旅行サービスに対して発生する取消料、運送料等を差し引いた金額を払戻します。

**17. 当社の解除権 旅行開始前の解除**

(1)当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することができます。

①お客様が、当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

②お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

③お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

④お客様が契約内容に関し、合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

⑤お客様の人数が各コースに記載した最少催行人員に達しないことになったとき。この場合、当社は旅行開始日の前日から起算してさかばり23日目(第16項(1)の注1に規定する中止の時期に旅行を開始するものについては33日目)にある日より前日に旅行を中止する旨をお客様に通知します。

⑥スキーを目的とする旅行における降雪量の不足により当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、またはそのおそれ極めて大きいとき。

⑦天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれ極めて大きいとき。

⑧上記⑦の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出されたと。但し、十分な安全確保を講じることが可能な場合には旅行を実施いたします。その場合(当社が旅行を実施する場合)、お客様が旅行をお取り消しになられるときは、第16項(1)(2)に定める取消料が必要となります。

⑨お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。

(2)お客様が第1項に定める期日までに旅行代金を支払わなかったときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとします。この場合において、お客様は当社に対し、第16項(1)に定める取消料に相当する額の運送料をお支払いいただきます。また、本項(1)により旅行契約を解除したときは、既にお支払いした旅行代金(あるいは申込金)の全額を払戻いたします。

**18. 当社の解除権 旅行開始後の解除**

(1)当社は、次に掲げる場合において、旅行開始後であっても旅行契約の一部を解除することができます。

①お客様が病氣、必要な介助人の不在その他の事由により旅行の継続に耐えられないとき。

②お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員その他の者による当社の指示への違背、これらの者又は同行する他の旅行者に対する暴行又は脅迫などにより、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げる場合。

③天災地変、戦乱、暴動、連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由の発生し得ない事由により、旅行の継続が不可能となったとき。

④上記③の一例として、日程に含まれる地域について、外務省から「不要不急の渡航は止めてください。」以上の危険情報が出され旅行の継続が不可能になったとき。

⑤お客様が第4項(7)から(9)に該当することが判明したとき。

(2)当社が本項(1)の規定に基づき旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわち、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がなされたものとします。また、契約を解除するために提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料、運送料その他のお名前目既にお支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、これをお客様負担とします。この場合、当社は旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けられていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者を支払ひ又はこれらに支払った取消料・運送料その他のお名前目による費用を差し引いて払戻します。

**19. 旅行代金の払戻し**

当社は、第15項の規定により旅行代金が減額された場合又は第16、17、18項の規定により旅行契約が解除された場合において、お客様に払戻すべき金額が生じたときは、旅行開始日前の解除による払戻しにあっては解除の日翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあっては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻します。ただし、第1項(1)において旅行契約が解除されたときは、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、運送料その他の既にお支払い、又はこれらに支払われなければならない費用はお客様の負担となります。

**20. 契約解除後の債務手配**

当社は、第18項(1)の①又は③の規定によって旅行開始後に旅行契約を解除したときは、お客様の依頼に応じてお客様の負担で出発地に旅行するために必要な旅行サービスの手配を引き受けます。

**21. 当社の指示**

お客様は、旅行開始後旅行終了までの間において団体で行動していただくときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従っていただきます。

**22. 添乗員**

(1)添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

(2)添乗員の同行する旅行にあっては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあっては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するために必要な業務及びその他当社が必要と認め業務の全部又は一部を行います。

(3)添乗員が同行しない旅行にあっては、現地における当社の連絡先を最終日程表に明示いたします。

(4)添乗員の業務は原則として8時から20時までとします。

**23. 当社の責任及び免責事項**

(1)当社は、旅行契約の履行に当たって、当社又は手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責に任じます。ただし、損害発生の日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2)例えば、お客様が次に掲げよう事由により損害を被られても、当社は本項(1)の責任を負いかねます。ただし、当社又は当社の手配代行者の故意又は過失が証明されたときは、この限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動又はこれらのため生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

②運送・宿泊機関等の事故もしくはは火災

③運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

④日本又は外国官公署の命令、外国の出入国規制又は伝染病による隔離、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更、旅行の中止

⑤自由行動中の事故 ⑥食中毒 ⑦盗難

⑧運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更など、又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

⑨その他、当社または手配代行者の関与し得ない事由

(3)当社は、手荷物について生じた本項(1)の損害については、同項の規定にかかわらず、損害発生の日から起算して21日以内に当社に対して通知があったとき限り、お客様1人につき15万円を限度(故意又は重大過失がある場合を除く)として賠償します。

**24. 特別補償**

(1)当社は、第23項の規定に基づく当社の責任が生ずるか否かを問わず、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として、500万円、入院見舞金として入院日数により4万円～40万円、通院見舞金として通院日数により2万円～10万円、携行品にかける損害補償金(15万円を限度。ただし、一個又は一対についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われなかった旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害については補償金が支払われたい旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはなりません。

(2)当社が第23項(1)の責任を負うことになったときは、この補償金は、当社が負うべき損害賠償金の一部又は全部に充当します。

(3)当社の募集型企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の料金を収受して実施される小旅行(オプションツアー)のうち、当社が旅行企画・実施するものについては、また募集型企画旅行契約の一部として取り扱います。

(4)お客様が募集型企画旅行参加中に被った損害が、お客様の故意、故意による法令違反、疾病等のほか、募集型企画旅行に含まれない場合で、自由行動中のカイロリプ、山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハングライダー搭乗など他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金を支払いません。但し、当該運動が募集型企画旅行日程に含まれていないときは、この限りではありません。

**25. 旅程保証**

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更(次の①、②、③に掲げる変更を除きます。)が生じた場合は、旅行代金と同乗車回数記載の率を乗じて得た額の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更により当社に第23項(1)の規定に基づく責任が生ずることになった場合は、この限りではありません。

①責任が発生する事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず連送・宿泊機関等の座席・部屋その他の設備の不足が発生し連送・宿泊機関等は変更補償金を支払います。)

②旅行日程と日程を合わせた悪天候を含む天災地変、イ、戦乱、ウ、暴動、官公署の命令、ウ、欠航、不通、休業等の連送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、ウ、遅延、連送スケジュールの変更等他の運行計画により運送サービスの提供、キ、旅行参加者の生命又は身体、安全確保のため必要な措置

③第16項から第18項間での規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更

④パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることが出来た場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)当社が支払うべき変更補償金の額は、お客様1名に対して1募集型企画旅行につき、旅行代金に15%を乗じた額を上限とします。またお客様1名に対して1募集型企画旅行につき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であれば、当社は、変更補償金を支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金は、第9項の基準旅行代金となります。

(3)当社が、本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について、当社に第23項(1)の規定に基づく責任が発生することになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません。この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償の額と、お客様が返還すべき変更補償金の額とを相殺した残額を支払います。

(4)当社は、お客様が同意された場合、金銭による変更補償金の支払いに替え、同等価値以上の物品・サービスの提供を行うことがあります。

<変更補償金の表>

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2 契約書面に記載した入場券の観覧又は観光施設(レストラン)を含みます。②その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。)	1.0	2.0
4 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6 契約書面に記載した本邦内から本邦外への直行便又は本邦外から本邦内への直行便から乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1: 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合は、旅行開始後とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。

注2: 確定書面が交付された場合には「契約書面」として読み替えた上でこの表を適用します。この場合において契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それらの変更につき一併して取り扱います。

注3: 第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が指定設備の利用に伴ったものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。

注4: 第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備が高額のものの変更は変更対象には適用しません。

注5: 第4号又は第7号又は第8号に掲げる変更が一乗継便又は一泊の中で複数回した場合は、乗継便等又は一泊につき一件として取り扱います。

注6: 第9号に掲げる変更については、第1号から第8号までを適用せず、第9号にります。

注7: 現地係員手配等が実施するオプションツアーは旅程保証の対象とはなりません。

**26. お客様の責任**

(1)お客様の故意又は過失、法令、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社約款の規定を守らないことにより当社が損害を被ったときは、当社はお客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3)お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

**27. お客様の交背**

(1)お客様は、当社の承諾を得て旅行契約上の地位を別の方に譲渡することができます。この場合、当社所定の用紙に所定の事項を記入のうえ手続書(お一人様につき11,000円)とともに当社に提出していただきます。(既に航空券を発行している場合には、別途再発券に関する費用を請求する場合があります。)

旅行契約上の地位の譲渡が当社承諾があった時に効力を生ずるものととし、以降、旅行契約上の地位を譲り受けた方は、お客様の当該旅行契約に関する一切の権利及び義務を継承するものとします。なお当社は、利用送付機関・宿泊機関等が旅行者の交替に依らない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

**28. お客様が発売までに実施する事項**

(1) 旅行券・査証について(日本国籍以外の方は、自国の領事館、渡航先国の領事館、入国管理事務所にお問い合わせ下さい。)

①旅行券(パスポート) 旅行参加には、パンフレット記載の有効期間を満たす旅行券が必要です。

②査証(ビザ): 旅行参加には、パンフレット記載の国の査証が必要です。

現在お持ちの査証が今回の旅行に有効かどうかの確認、ならびにご旅行に必要な旅行券・査証、再入国許可及び各種証明書の取得及び出入国手続書類の作成等お客様ご自身の責任で行っていただきます。ただし、当社らは、所定の料金を申し受けて、別途契約(渡航手続代行契約)として渡航手続の一部代行を行います。この場合、当社らはお客様自身に起因する事由により旅行券・査証等の取得ができなくてその責任を負いません。

(2) 保健衛生について

渡航先(国又は地域)の衛生状況については、厚生労働省「検疫感染症情報ホームページ」 <http://www.forth.go.jp/> で確認してください。

(3) 海外危険情報について

渡航先(国又は地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。確認、ならびに外務省の海外危険情報に関する書面をお読みください。また、外務省「外務省海外安全ホームページ」 <http://www.anzen.mofa.go.jp/> でもご確認ください。

**29. 個人情報の取扱い**

(1) 当社には、ご提供いただいた個人情報について、①お客様との間の連絡のため、及び本邦官公署の提供する海外安全情報システム(旅行先の安全情報等の提供や緊急時においてお客様のアセスメント等のシステム)に、お客様を登録するため②旅行に際して連送・宿泊機関等のサービス手配、提供のため、③旅行に関する諸手続きのため、④旅行の安全管理のため、⑤当社の旅行契約上の責任において事故時の費用等を担保する保険手続きのため、⑥当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報の提供、旅行に関する情報提供のため、⑦旅行参加後ご意見やご感想のお願いのため、⑧アンケートのお願いのため、⑨特典サービス提供のため、⑩統計資料作成のために利用させていただきます。

イ. 当社は、取得した購買履歴や WEB での閲覧履歴等の情報を分析して、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーン情報のご案内及び広告の表示のために利用させていただきます。

(2) 上記(1)ア、②、③、④の目的を達成するため、お客様の氏名、住所、電話番号、パスポート番号、搭乗便名等を連送・宿泊機関、土産物店、大使館、出入国管理官等(いずれも本邦及び外国を含む)、に書籍又は電子データにより、提供することがあります。個人情報を提供するお客様が外国にある場合当該提供先における個人情報の保護に関する情報については、当社ホームページ「外国における第三者の個人情報保護に関する情報等について」に当社でご確認ください。また、ご旅行代金を精算する目的で決済システム会社、クレジット会社にクレジット番号や決済金額を電子的方法で提供することがあります。なお、土産物店の個人情報の提供の停止をご希望される場合は、当該するパンフレットに記載する旅行申込窓口にてご出発の日10日前までお申し出ください。(注: 10日前が土・日・祝日の場合はその前日までにお申し出下さい。)

(3) 当社及び当社グループ各社はお客様からご提供いただいた個人情報のうち、氏名、住所、電話番号、メールアドレス等の連絡先と、各社の営業案内、キャンペーンのご案内のために、共同して提供させていただきます。共同利用する個人情報は、当社が責任を持って管理します。なお、当社の個人情報の取扱に関する方針等の詳細、当社グループ会社名を明記しては当社の店頭又はホームページ( <https://nnpnyoko.co.jp/> ) のプライバシーポリシーでご確認をお願いします。

(4) 当社は、個人情報の取扱を委託することがあります。

(5) お客様は、当社の保有する個人情報窓口にて訂正、削除、利用停止等の請求を行うことができます。問合せ窓口は上記の大阪店、それ及び日本本社お客様相談室となります。

当社の任意記入項目にご記入いただけない場合、未記入の項目に関連するサービスについては、適切にご提供できないことがあります。

個人情報保護管理者(本社営業本部長  
問い合わせ先窓口 営業時間: 平日 10:00~16:00  
TEL: 092-711-5518 FAX: 092-711-1969、e-mail: nnp\_ryoko@nta.co.jp

**30. パンフレット記載の国内航空券の取扱い**

(1) お申し込み・パンフレット掲載の特別運賃を利用した国内航空券のお申し込みは、「ツアー」のお申し込みと同時にさせていただきます。お申し込みは、本項(1)の国内航空券の手配に関する契約は当社が承諾したときに成立します。国内航空券の区間について当社が承諾した場合は、当該コースの海外旅行分を含めて募集型企画旅行契約とし、特別補償、旅程管理、旅程保証の対象となります。

(3) お取消し: お客様が申し込まれたパンフレット記載の特別運賃の国内航空券について予約・確保ができず、お客様が当該コースをお取り消す場合は、当該コースに関する所定の取消料をお支払いいただきます。

**31. その他**

(1) 海外旅行保険/病氣、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への賠償金請求や賠償金の支払を受けることは大変困難なため、ご自身で充分な額の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

(2) お買い物案内/お客様の便宜をはかるため、観光中・送迎中に土産店にご案内することがありますが、お客様ご自身の責任でご購入ください。当社では、商品の交換や返品のお手配はいたしかねますのでご購入が生じないよう商品の確認およびレシートのお取り取りなどをお心遣いください。免税払戻しがある場合は、ご購入を必ず手荷物として必ず手配してご利用ください。その手続きは、土産店・空港で手続書をご確認の上、お客様ご自身の責任で行ってください。ワシントン条約又は諸法条令により外国から持ち出し禁止品が禁止されている品物がございますので、ご購入には十分ご注意ください。

(3) マイレージサービス/航空会社のマイレージサービスに関するお問い合わせ登録等はお客様自身で当該航空会社へ行っていただきます。また、利用航空会社の変更によりお客様が受ける予定であった同サービスが受けられない責任を負いません。(注: 第23項当社の責任及び免責事項 第25項 旅程保証)

(4) 事故等の申し出

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情が通知次第までご連絡ください。)

(5) 当社が募集型企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、パンフレットの各コースの説明に記載している出発空港(国内線)の特別料金設定のあるコースで当社が承諾した海外部分を含めて募集型企画旅行契約が成立しているものについては、国内線の出発空港を出発(集合)してから、当該空港に到着(解散)するまでとなります。

(6) 当社にはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

**32. 募集型企画旅行契約の取扱い**

この条件に定められた事項は当社旅行契約(募集型企画旅行契約)により、当社旅行業約款(募集型企画旅行業約款)に希望するお客様は、当社旅行業約款は当社ホームページ: <https://nnpnyoko.co.jp/> からご覧いただけます。

**33. ご旅行条件の基準**

この旅行条件は2025年1月1日を基準としています。